

(1) 争議開始期 十月十日午前十一時

(2) 日誌略

(1) 十日に会社社社し要求書を提出し、この最々限の非常に過順なき處處勝をな
要求を、なるべく争議に移さず先歩折衝により解決せんとし、十日朝全部
出社し交渉せんとしたるも、突然、十日夜間、印刷労働組合員にて、先歩
委員にあげられたる清水、松一郎等、なげ原、義成、手野、弘道の二君
を、諭首し、十日以上の三名が入社せんとするや、暴力を以て入社を拒みし
を以て全員の感情は昂奮し、断然、会社の不法を責めんと、十時会社を
出で、山形区丸山町三、南東印刷労働組合本部に集合し、会社社社
し、あこまで強硬に談判せんとした。

(2) 十日、会社は、工場閉鎖を旨し、職長、課長等を使し、戸別訪問を
なす、この、切迫し、急に出でたるにより、職工側も断然として結束を固め

会社側に当る事になり、争議團員は本部を、南東印刷労働組合カに
置き、多数の信を会員を含む争議團員一同は、決議を以て、南東印
刷に宛て、争議應接を要する事にした。

(3) 会社側は、西之のたきと、言を左にし、要求の二項目を入れ、且つ断然、合
見を拒み、十音の工場明けを待た、急ぎ二人の裏切者を出さず、四能工團の見解
に嚴重のため、会社は、その切迫態に出た。

(4) 会社は、十日に至り、要求の一部を容れた、即ち、皆勤手当を半、月制とし、半
ヶ月、三日分支給とし、労働時間を三十分切り、ちめる事を容れた。然して、
各個人宛に葉書を以て、勸誘状を発し、十六日より出社せよ、ものは、退社
と、叶す、と、通知した。

(5) 争議團は、右の勸誘状を、一まとめに、十六日、南に至り、会社に突き返した。
愈々、会社に社社し、持た、闘争を、張る事にした。且つ、印刷部員に争議に